

市町村とリユース事業者との連携によるリユースのモデル事業について
モデル事業の実施概要

< 資料の目次 >

I. モデル事業の概要	2
1 . 地域内事業者リスト方式の概要	4
2 . 市町村回収後選別方式の概要	6
II. 地域内事業者リスト方式における実施内容	8
1 . 愛知県大府市	8
2 . 大阪府泉大津市	11
3 . 群馬県明和町	14
4 . 東京都世田谷区	17
III. 市町村回収後選別方式における実施内容	20
1 . 神奈川県秦野市	20
2 . 京都府綾部市	24

I. モデル事業の概要

平成 22 年度の調査より、市町村が収集する粗大ごみ等の 1 ~ 2 割程度が、中古品として利用が可能とのデータが得られており、使用済製品等のリユース（再使用）を促進することにより、廃棄物の処分量の削減が期待できると考えられる。

一方、市町村において使用済製品等のリユースを促進するには、市町村の人員等の体制や保管場所、ノウハウ等の不足についての対応が必要であり、この対応策の一つとして、リユース事業者の知見を活用することが指摘されている。

平成 23 年度事業において、市町村とリユース事業者が連携し、使用済製品等のリユースを進めるモデル事業を実施した。このモデル事業の取組の効果や課題の整理及び対応策の検討等を行うことで、今後の使用済製品等のリユースに関する施策等に活かすこととする。

モデル事業に参画する自治体は、環境省にて全自治体に対して通知の上、募集を行った。モデル事業の実行性や具体性、参加自治体の規模や地域バランス等を勘案して、6 自治体で実施した。

図表 1 市町村における使用済製品等のリユース推進時の課題・問題点と
リユース事業者との連携による効果（例）

リユース推進時の課題・問題点	リユース事業者との連携による効果（例）
排出者のリユース意向確認	リユース事業者が直接、取引を行うことで不用となる
製品の品質保証が出来ない	リユース事業者が他の取扱い製品と同様に品質保証を行う
リユース品の需給バランスの調整	リユース事業者が需給バランスの調整を実施
保管スペースの不足	保管スペースは不用となる
収益構造の改善	リユースに関連する支出が減少し、販売収益が入る
ノウハウ・人員の不足	リユース事業者がノウハウ・人員を担う

大別して、「地域内事業者リスト化方式」、「市町村回収後選別方式」の 2 方式を実証した。

地域内事業者リスト方式は、愛知県大府市、大阪府泉大津市、群馬県明和町、東京都世田谷区、4 市区町において、リユース事業者の協力を得て、モデル事業を実施した。

また、市町村回収後選別方式は、神奈川県秦野市、京都府綾部市、2 市において、リユース事業者の協力を得て、モデル事業を実施した。

いずれも、詳細については市町村・リユース事業者と調整の上、個別に定めることとし、連携するリユース事業者は、リユース業の業界団体であるジャパンリサイクルアソシエーション（JRCA）、日本リユース機構（JRO）及び日本リユース業協会（JRAA）の各会員事業者を中心に協力を得た。

図表 2 地域内事業者リスト方式のモデル事業の概要

	人口・世帯数	モデル事業の概要
愛知県大府市	人口 8.6 万人 3.5 万世帯	<p>【地域内事業者リスト方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内・近隣地域に立地するリユース事業者、市民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介（12 店舗）。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証する。 ・ちらしは 12 月 15 日から 1 週間程度かけて全戸に配布。また、公共施設等にもちらしを設置。 ・ポスターは 1 月から公共施設等に掲示。
大阪府泉大津市	人口 7.7 万人 3.3 万世帯	<p>【地域内事業者リスト方式+相談窓口設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介（2 店舗）。店頭買取、出張買取の状況を実証する。 ・市に相談窓口を設置し、ちらしを見た市民からの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促す。 ・ちらしは、11 月下旬から 1 週間程度かけて全戸に配布。また、公共施設等にもちらしを設置。 ・ポスターは 12 月から公共施設等に掲示。
群馬県明和町	人口 1.2 万人 0.4 万世帯	<p>【地域内事業者リスト方式+相談窓口設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介（1 店舗）。店頭買取、出張買取の状況を実証する。 ・町に相談窓口を設置し、ちらしを見た町民からの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促す。 ・ちらしは、町の広報誌とともに、12 月 10 日から 1 週間程度かけて全戸に配布。 ・ポスターは、12 月から公共施設等、町の有料ごみ袋を販売している店舗などで掲示。
東京都世田谷区	人口 83.9 万人 43.7 万世帯	<p>【地域内事業者リスト方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内・近隣地域に立地するリユース事業者、区民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介（24 店舗）。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証する。 ・ちらしは、12 月 11 日（日）に世田谷区全域を対象に新聞折込にて配布。

図表 3 市町村回収後選別方式のモデル事業の概要

	人口・世帯数	モデル事業の概要
神奈川県秦野市	人口 17.0 万人 7.0 万世帯	<p>【市町村回収後選別方式（自己搬入）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民から自己搬入された粗大ごみのうち、リユース品として買取可能性があるものを担当者が一次選別し、保管する。 ・一次選別された製品を、リユース事業者が査定し、リユース品として買取できるものを市から購入する。 ・リユースに対する意向は、自己搬入粗大ごみの受付時に、リユース同意書へ署名してもらうことで確認。
京都府綾部市	人口 3.6 万人 1.4 万世帯	<p>【市町村回収後選別方式（戸別収集+自己搬入）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別収集する粗大ごみ等、市民から自己搬入された粗大ごみ等の中から、リユース品として買取可能性があるものを担当者が一次選別し、保管する。 ・一次選別された製品を、リユース事業者が査定し、リユース品として買取できるものを市から購入する。 ・戸別収集は排出する市民立ち会いのもと実施されるため、リユースに対する意向は収集時に確認。

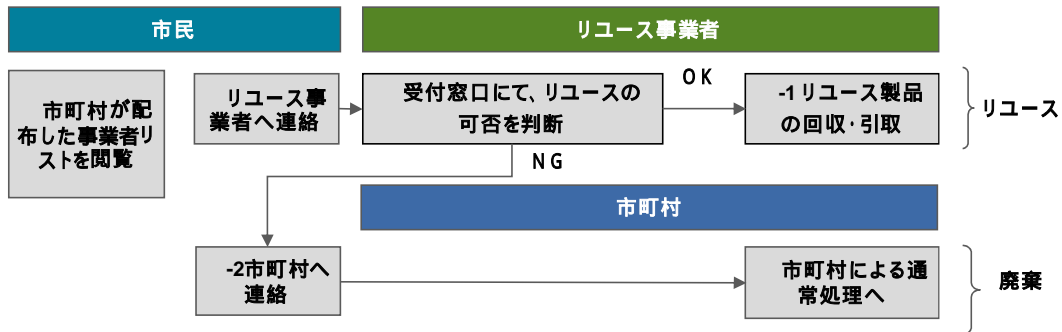
1. 地域内事業者リスト方式の概要

市町村が、地域内のリユース事業者を選定し、店舗の概要、買取基準、利用方法等を紹介するちらし等を作成、各世帯に配布する。使用しないまま保管されている製品などをゴミとして出す前に、リユース事業者の活用を促す。

(具体的な情報・製品の流れ(イメージ))

市民が市町村から配布されたちらし等を閲覧し、リユース事業者へ直接・連絡をする。リユース事業者はリユース品として買取可能な場合は、回収・買取を行い、買取ができない場合には、市民に改めて市町村へ粗大ゴミ等処理の連絡を依頼する。

リユース品としての買取方法は、店頭買取(市民が店舗に持参する)、出張買取(リユース事業者が市民宅に訪問する)、宅配買取(製品を宅配便で送る)の3つの方法が考えられる。



(リユース事業者における具体的な実施手順)

リユース事業者は、モデル事業に関するちらしやポスター、ホームページを見て、連絡のあった市民に対して、以下の手順で対応する。

< 店頭買取の場合 >

モデル事業に関するちらしやポスター、ホームページを見た市民の来店を受け、問い合わせのあった製品が、ちらしやホームページで事前に示した引取基準と照らし、買い取りが可能か判断する。

リユース品として販売する目的での買い取りが可能なお場合には、基準に応じた金額を支払い、対象製品を引取る。(査定費等の費用の徴収は行わない。また、買い取りが不可能なものの引き取りは、他の製品の買い取りを伴う場合であっても、行わない。)

リユース品として販売する目的での買い取りができない場合には、本モデル事業では引き取れない旨を市民に説明し、必要に応じて、粗大ゴミの出しかたを案内する。

< 出張買取の場合 >

モデル事業に関するちらしやポスター、ホームページを見て、市民から問い合わせのあった製品が、ちらしやホームページで事前に示した引取基準と照らし、買い取りできる可能性があるものか判断する。

買い取りできる可能性がある場合には、訪問日時を調整して連絡のあった市民宅等に出向く。

リユース品として販売する目的で買い取りが可能な場合には、基準に応じた金額を支払い、対象製品を引き取る。(出張費等の費用の徴収は行わない。また、買い取りが不可能なものの引き取りは、他の製品の買い取りを伴う場合であっても、行わない。)

リユース品として販売する目的での買い取りができない場合には、本モデル事業では引き取れない旨を市民に説明し、必要に応じて、粗大ごみの出しかたを案内する。

< 宅配買取の場合 >

モデル事業に関するちらしやポスター、ホームページを見て、市民から問い合わせのあった製品が、ちらしやホームページで事前に示した引取基準と照らし、買い取りが可能か判断する。

買い取りできる可能性がある場合には、各リユース事業者が定める宅配買取の手順に応じ、市民から商品を発送してもらい、送られてきた商品を査定する。リユース品として販売する目的での買い取りが可能な場合には、査定結果を市民に連絡し、買取に対する市民の了承を得て、基準に応じた金額を支払う。なお、本人確認の方法、支払い方法等は、各リユース事業者が定める手順に応じて実施する。(査定費等の費用の徴収は行わない。また、買い取りが不可能なものの引き取りは、他の製品の買い取りを伴う場合であっても、行わない。)

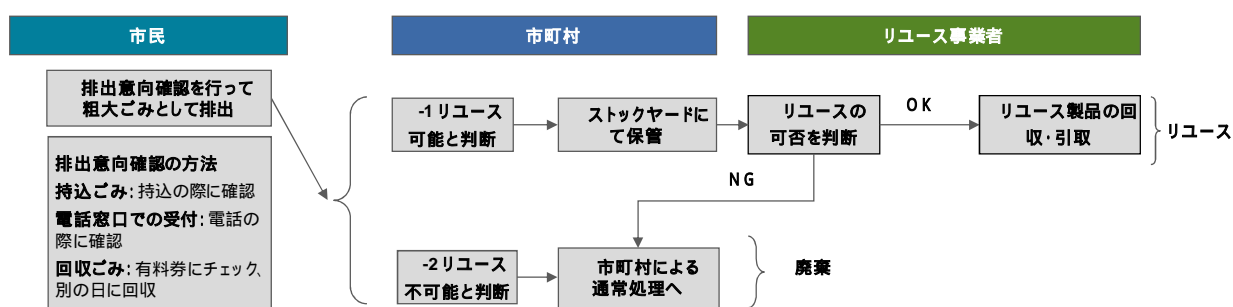
リユース品として販売する目的での買い取りができない場合には、本モデル事業では引き取れない旨を市民に説明し、返送等の手続きを行う。

2. 市町村回収後選別方式の概要

市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを市町村から買い取る。

(具体的な情報・製品の流れ(イメージ))

市民から「リユースしてもよい」との意向を確認できた粗大ごみ等のうち、市町村がリユース可能と考えられるものを選別・ストックヤードで一時保管する。保管したもののうち、リユース事業者がリユース可能だと判断した製品を回収・引取る。リユース不可と判断された製品は通常の粗大ごみ等の処理を行う。



(具体的な実施手順)

<戸別収集した粗大ごみ等の場合>

市町村は、戸別収集する粗大ごみ等について、排出者からリユースすることに対する意向を確認する。(確認方法は、対面で収集する場合にはちらし等にてモデル事業について説明を行った上で署名をもらうなどを想定。この際、“リユースしてもよいという署名”、“リユースしたくないという署名”のいずれも想定される。)

市町村は、運搬時に製品を傷つけないよう慎重に取扱い、他の粗大ごみ等とともにクリーンセンター等に運搬する。

市町村は、リユース意向が確認された製品のうち、リユース事業者と事前に協議をしたリユース品の買取品目・買取基準に応じて、リユース可能と思われる製品をストックヤード等に一時保管する。

リユース事業者は、ストックヤードに一時保管された製品を査定し、リユース品として販売する目的で買い取りが可能な製品を、市町村から購入する。

ストックヤードに一時保管していたにも関わらず、買取されなかった製品は、市町村が粗大ごみ等として適切に処理を行う。

< 自己搬入された粗大ごみ等の場合 >

市町村は、クリーンセンター等に住民が自己搬入してきた粗大ごみ等について、リユースすることに対する意向を確認する。(確認方法は、所定の申込書に意向確認の記入欄を設ける、対面でモデル事業について説明を行った上で署名をもらうなどを想定。この際、“リユースしてもよいという署名”、“リユースしたくないという署名”のいずれも想定される。)

市町村は、リユース意向が確認された製品のうち、リユース事業者と事前に協議をしたリユース品の買取品目・買取基準に応じて、リユース可能と思われる製品をストックヤード等に一時保管する。

リユース事業者は、ストックヤードに一時保管された製品を査定し、リユース品として販売する目的で買い取りが可能な製品を、市町村から購入する。

ストックヤードに一時保管していたにも関わらず、買取されなかった製品は、市町村が粗大ごみ等として適切に処理を行う。

II. 地域内事業者リスト方式における実施内容

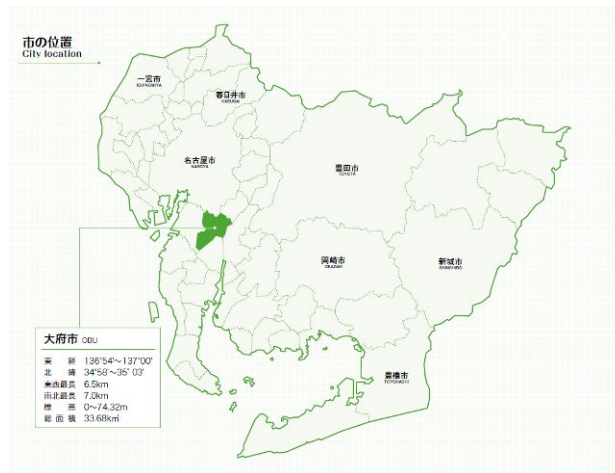
1. 愛知県大府市

(1) 大府市の概要

大府市は、愛知県の知多半島のつけ根に位置し、名古屋市（緑区）と接している。JR 東海道本線が縦断する形で通っており、大府駅・共和駅の2駅がある。

人口は8.6万人、世帯数は3.5万世帯、面積は33.68km²、人口密度は約2,600人/km²である。（人口、世帯数は平成23年7月推計値）

図表 4 大府市の位置



出典) 大府市「市勢要覧」(p50)

(2) ごみ等の排出区分・手続き

大府市では、大府市、豊明市、東浦町、阿久比町で組織する東部知多衛生組合（一部事務組合）にてごみの処理を行っている。

大府市における分別項目は燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源の3つに大別される。タンクなど指定ごみ袋に入らない家具などの収集は行っていない。

図表 5 大府市のごみ排出区分（概要）

分別区分	具体的な内容	収集方法など
燃やせるごみ	生ごみ、革製品、枯草、ふとん、じゅうたん、プラスチック製品（プラスチック製容器包装を除く）	指定ごみ袋を使用、ステーション収集。週2回収集。
燃やせないごみ	陶磁器、ガラス製品、蛍光灯、かさ、金属製品、小型家電類（電子レンジを除く）	指定ごみ袋を使用、ステーション収集。月2回収集。
資源	生きびん、スチール、アルミ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類（段ボール、新聞等）、衣類	地域の資源回収ステーションまたは公共資源ステーション。

出典) 大府市「ごみ・資源の分別早見表」などより作成

タンスなどの指定ごみ袋に入らない家具などは、販売店に引き取ってもらうか、東部知多クリーンセンターに直接搬入する必要がある。10kgまで100円（以降、10kgごとに100円）の費用が必要となる。

図表 6 クリーンセンターに直接搬入される品目

品目例	タンス・ソファ等家具類、電子レンジ・ラジカセ、 布団・カーペット、スキー・スノーボードの板など いずれも指定ごみ袋に入らない場合
排出時の費用	10kgまで100円（10kgを越えると、10kgごとに100円）

出典）大府市「ごみ・資源の分別早見表」などより作成

（3）既存のリユースの取組み

（特になし）

（4）リユースモデル事業の概要

1）実施するモデル事業の概要（地域内事業者リスト化方式）

大府市内及び近隣のリユースショップ12店舗を紹介する。リストとして紹介する店舗は、広報紙「広報おおぶ」を通じて募集した企業に加え、リユース業の業界団体の会員企業からの協力を得た。

店舗の概要、取扱品目、リユース品の買取基準、利用方法などを整理したリーフレット¹（ちらし）を作成し、住民にリユースショップの利用を促す。総合リユースショップ7店舗、衣料品1店舗、書籍3店舗を紹介、住民は店舗持ち込み、出張買取、宅配買取のいずれかを選択することができる。

事業実施期間は、平成23年12月中旬から平成24年2月29日（水）までである。

図表 7 リストに掲載した店舗の概要（大府市）

（単位：店舗数、括弧内は出張買取、宅配買取の対応店舗数）

	掲載 店舗数計	総合 リユース ショップ	専門リユースショップ			
			衣料品	スポーツ 用品	携帯・ パソコン	書籍
大府市	12 (出張8,宅配3)	7 (出張5,宅配2)	1 (出張1,宅配1)	1	-	3 (出張2)

総合リユースショップは、電化製品、家具、生活雑貨、衣料品など複数の品目を取扱うリユースショップ。スポーツ用品は、具体的には釣具専門店。

¹ 大府市のモデル事業においては、リユースショップを紹介するちらしについて、リーフレットという呼称で使用。内容は同様のもの。

2) 広報・PRの方法

リユースショップを紹介するリーフレットは、12月15日(木)から1週間程度かけて市内全世帯へポストインにて配布した。公共施設等にもリーフレットを設置した。モデル事業を紹介するポスターを作成し、1月から市役所ほか、公共施設等に掲示した。

なお、リーフレットは大府市のウェブサイトでも閲覧が可能である。

中日新聞、読売新聞の地方面に大府市の取組が記事として掲載された。(それぞれ1月15日(日)、16日(月)付。)

図表 8 広報・PRの実施概要(大府市)

	ちらしの配布		ちらし以外の広報			
	配布方法	配布部数	自治体ウェブサイト	公共施設等への設置	ポスター掲示	その他
大府市	全戸配布	約 32,000				地元新聞への掲載

2 . 大阪府泉大津市

(1) 泉大津市の概要

泉大津市は、大阪府の南部に位置し、北部・東部は高石市と和泉市、南部は大津川を境として泉北郡忠岡町と隣接している。東西約 5.4km、南北約 5.5km にわたる都市である。

人口は 7.7 万人、世帯数は 3.3 万世帯、面積は 13.29km²、人口密度は約 5,800 人/km² である。(人口、世帯数は平成 23 年 7 月推計値)

図表 9 泉大津市の位置



(2) ごみの排出区分・手続き

泉大津市では、泉大津市・和泉市・高石市で組織する泉北環境整備施設組合(一部事務組合)にて可燃ごみ、粗大ごみ等の処理を行っている。

泉大津市における分別項目は可燃ごみ、資源ごみ A~D、粗大ごみに大別され、可燃ごみは平成 22 年 12 月 1 日から有料指定袋制となっており、15 リットル袋が 15 円/枚、30 リットル袋が 30 円/枚、45 リットル袋が 45 円/枚となっている。

図表 10 泉大津市のごみ排出区分(概要)

分別区分	具体的な内容	収集方法など
可燃ごみ	生ごみ、くつした、草・枝等、紙コップ、かばん、弁当の容器など	有料指定袋を使用、戸別収集。週 2 回収集。
資源ごみ A	かん、びん、乾電池、割れていない蛍光灯など	透明または半透明の袋に入れ、戸別収集。月 2 ~ 3 回収集。
資源ごみ B	せともの、ガラス類、電球、割れた蛍光灯など	
資源ごみ C	ペットボトル、食品トレイ	
資源ごみ D	古紙類(新聞、広告、雑誌、段ボール、紙パックなど)	
粗大ごみ	タンス、テーブル、ベッド、布団、掃除機、扇風機、自転車、一斗かん、ミシン、ブラインド、傘など	粗大ごみ電話申込センターに申し込み。

出典) 泉大津市「ごみの分別大辞典」より作成

粗大ごみの収集を希望する市民は、粗大ごみ電話申込センター（FAX、インターネットも可）にて収集を申し込み、予約する。粗大ごみ収集券を貼り、収集日の当日朝8時までに自宅前等に出しておく。

また、泉北クリーンセンターに直接搬入することも可能である。

図表 11 泉大津市の粗大ごみの収集品目・費用の概要

収集品目	タンス、テーブル、ベッド、布団、掃除機、扇風機、自転車、一斗かん、ミシン、ブラインド、傘など	
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別収集の場合は、粗大ごみ収集券を貼り、自宅前等に出しておく。 ・1回あたり6点まで排出可能。45リットル袋に入る小型の粗大ごみ（スプーン・フォーク・針金ハンガー・フライパン・鍋など）は1袋につき1点と数える。 ・泉北クリーンセンター（和泉市舞町87）に直接搬入することも可能。 	
排出時の費用	3辺の長さの合計が3m以内のもの	500円/個（収集券1枚）
	3辺の長さの合計が3mを超えるもの	1,000円/個（処理券2枚）
	45リットル袋に入る小型粗大ごみ	500円/袋（収集券1枚）
	泉北クリーンセンターに直接搬入	10kgにつき150円

出典）泉大津市「ごみの分別大辞典」より作成

（3）既存のリユースの取組み

1）不用品斡旋掲示板の設置

使用可能にも関わらず、使われないまま保管されている製品等に関する情報を収集し、広く市民に提供することを目的として不用品斡旋掲示板を設置している。

提供者、需要者ともに泉大津市在住の方を対象とし、泉大津市は不用品に関する情報を提供、実際の製品の取引は市民同士で交渉してもらう。掲示板は泉大津消費者問題研究会（泉大津市産業政策課内）が設置している。

（4）リユースモデル事業の概要

1）実施するモデル事業の概要（地域内事業者リスト化方式、相談窓口を設置）

泉大津市内及び近隣のリユースショップ2店舗を紹介する。リユース業の業界団体の会員企業から協力を得た。

店舗の概要、取扱品目、リユース品の買取基準、利用方法などを整理したチラシ等を作成し、住民にリユースショップの利用を促す。いずれも総合リユースショップであり、うち1店舗は出張買取に対応、住民は店舗持ち込みまたは出張買取のいずれかを選択することができる。

また、市役所に本モデル事業の相談窓口を設置、リユースショップ利用に関する住民が

らの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促す。

事業実施期間は、平成 23 年 12 月 1 日(木)から平成 24 年 2 月 29 日(水)までである。

2) 広報・PR の方法

広報紙「広報いずみおおつ」の 12 月号にモデル事業の紹介を行った。リユースショップを紹介するちらしは 11 月下旬から市内全世帯にポスティングにて配布した。

モデル事業を紹介するポスターを作成し、12 月から市役所ほか公共施設に掲示した。

なお、ちらしは泉大津市のウェブサイトでも閲覧が可能である。

また、粗大ごみ収集の電話受付のオペレーター、粗大ごみの戸別収集を委託している事業者からも、問い合わせ内容に応じて、本モデル事業の案内とリユースショップの利用を案内している。

図表 12 広報・PR の実施概要 (泉大津市)

	ちらしの配布		ちらし以外の広報			
	配布方法	配布部数	自治体ウェブサイト	公共施設等への設置	ポスター掲示	その他
泉大津市	全戸配布	約 37,000				広報紙への掲載、粗大ごみ受付時の案内

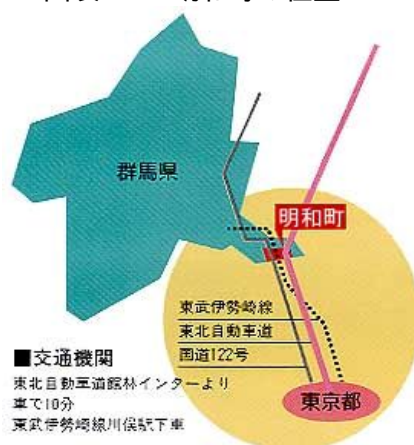
3. 群馬県明和町

(1) 明和町の概要

明和町は、群馬県の東南端に位置し、南に利根川、北に谷田川が流れる水と緑が豊富な地域である。町の中央を走る東武伊勢崎線や国道122号線、東北自動車道等が配列されるなど交通条件に恵まれ、群馬県の中でも東京に一番近いところに位置している。

人口は1.2万人、世帯数は3.8千世帯、面積は19.67km²、人口密度は約580人/km²である。
(人口、世帯数は平成23年7月推計値)

図表 13 明和町の位置



出典) 明和町ウェブサイト (<http://www.town.meiwa.gunma.jp/>)

(2) ごみの排出区分・手続き

明和町のごみ処理について、家庭系一般廃棄物は館林市に、事業系一般廃棄物は町内の産業廃棄物処理業者(一般廃棄物処理業の許可あり)に各々委託処理を行っている。

また、し尿処理は、明和町・館林市・板倉町・千代田町の一市三町で、ごみ処理については、明和町・館林市・板倉町の一市二町で平成29年度の供用開始に向けて館林衛生施設組合で各々事業展開をしているところである。

明和町は古くから可燃ごみの有料回収を行っており、40リットル袋で35円/枚、20リットル袋で17.5円/枚となっている。

明和町における分別項目は可燃物(燃えるごみ)、不燃物(資源ごみ)の2つに大別される。不燃物(資源ごみ)は34分類されており、その減量化と資源化に積極的に取り組んでいる。

図表 14 明和町のごみ排出区分（概要）

分別区分		具体的な内容	収集方法など
可燃物（燃えるごみ）		生ごみ、紙くず、紙おむつ、ゴム 皮革製品	ごみ収集指定袋を使用、ステーション収集。週2回収集。
不燃物（資源ごみ）	各行政区の分別収集に出せるもの	金属類、古紙類、ペットボトル、カセットボンベ類、びん、リターナブルびん、乾電池、蛍光管、不燃物（せともの、ガラス類）	各行政区の分別収集。月1回収集。
	町の委託業者に出せるもの（粗大ごみ）	粗大ごみ（木製品、金属製品、内部に金属が使われているプラスチック製品、子どもの遊具、家電品（家電リサイクル法対象品目除く）	町の委託業者に持ち込み。原則月1回受付。
	もったいない館、同東館に出せるもの	古紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、食用油、バッテリー、ふとん、古着類、剪定枝、缶、乾電池、ライター、入れ歯	もったいない館に持ち込み。

不燃物（資源ごみ）は、おおまかな分類を整理したもの。例えば、金属類は、アルミ、スチール、金属・ブリキ、アルミ製のふた、鉄製のふた、と細区分されており、合計で34分類となる。
出典）明和町「可燃物の出し方」、「不燃物の出し方」より作成

粗大ごみは、町内の委託業者（廃棄物処理業者）にて処理を行っており、指定された日時・場所に、住民が自己搬入する。戸別回収は行っていない。

粗大ごみ収集は4品目（A～D品目）に大別して処理を行っており、このうち木製品（D品目）は有料での回収となる。大きさによって500円/個、または1,000円/個の費用が必要となる。

図表 15 明和町の粗大ごみの収集品目・費用の概要

収集品目	A品目 スチール製品 C品目 プラスチック製品	B品目 廃家電等不燃物 D品目 木製品
排出時の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・A～C品目は無料で回収。 ・D品目 木製品のみ有料。500円または1,000円の費用がかかる 最も長い辺が120cm未満 500円/個（処理券1枚） 最も長い辺が120cm以上 1,000円/個（処理券2枚） 	

出典）明和町ウェブサイトより作成

（http://www.town.meiwa.gunma.jp/gyosei/section/kankyo/k_sodaigomi.html）

（3）既存のリユースの取組み

1）もったいない館での古着リユース

旧庁舎敷地内の車庫を有効活用して資源ごみ分別収集保管施設「もったいない館」を開設し、資源物の収集を進めている。シルバー人材センター会員による分別指導の下、町民主体で実施している取組みである。

「もったいない館」では、「古着リユースコーナー」を設置、家庭で着なくなった衣類を展示し、欲しい衣類があれば無料で持ち帰ってもらうリユースのマッチングを進めている。

(4) リユースモデル事業の概要

1) 実施するモデル事業の概要（地域内事業者リスト化方式、相談窓口を設置）

明和町に接する館林市の総合リユースショップ1店舗を紹介する。紹介する店舗はリユース業の業界団体の会員企業から協力を得た。

店舗の概要、取扱品目、リユース品の買取基準、利用方法などを整理したちらし等を作成し、住民にリユースショップの利用を促す。住民は、店舗持ち込みまたは出張買取のいずれかを選択することができる。

また、町役場に本モデル事業の相談窓口を設置し、住民からのリユースショップ利用に関する質問・相談等に対応し、適切な利活用を促す。

事業実施期間は、平成23年12月中旬から平成24年2月29日（水）までである。

2) 広報・PRの方法

広報誌「広報めいわ」12月号にモデル事業の紹介を行った。リユースショップを紹介するちらしは、12月10日（土）頃から1週間ほどかけて、広報紙とともに全戸に配布した。配布の際に各地域の区長を通じて配布しており、モデル事業の概要についての説明も行った。

モデル事業を紹介するポスターを作成し、町役場ほか公共施設、町の有料ごみ袋を販売している店舗などで掲示した。なお、ちらしは町のウェブサイトでも閲覧可能である。

図表 16 広報・PRの実施概要（明和町）

	ちらしの配布		ちらし以外の広報			
	配布方法	配布部数	自治体ウェブサイト	公共施設等への設置	ポスター掲示	その他
明和町	全戸配布	約3,800				広報紙への掲載、町民向けメール配信

4 . 東京都世田谷区

(1) 世田谷区の概要

世田谷区は、東京 23 区中の西南端にあり、東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っている。区域の形は、東西約 9 km、南北約 8 km のほぼ平行四辺形である。

人口は 83.9 万人、世帯数は 43.7 万世帯、面積は 58.08km²、人口密度は約 14,000 人/km² である。(人口、世帯数は平成 23 年 7 月推計値)

図表 17 世田谷区の位置



出典)「世田谷区政概要 2011」(p11)より

(2) ごみ等の排出区分・手続き

世田谷区では、世田谷区を含めた東京 23 区で組織する東京二十三区清掃一部事務組合(一部事務組合)にてごみの処理を行っている。

世田谷区での分別項目は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源に大別される。

図表 18 世田谷区のごみ排出区分(概要)

分別区分	具体的な内容	収集方法など	
可燃ごみ	生ごみ、少量の植木の枝・葉、紙くず、衣類、紙おむつ、プラスチック類、ゴム・皮革類。	ふたつきの容器(または透明・半透明のごみ袋)を使用、集積所で収集。週 2 回収集。	
不燃ごみ	びん以外のガラス製品、スプレー缶・卓上ガスボンベ・ライター、金属・陶磁器類、乾電池、蛍光管・電球、30cm 未満の小型家電(ドライヤー、アイロンなど)	ふたつきの容器(または透明・半透明のごみ袋)を使用、集積所で収集。月 2 回収集。	
粗大ごみ	おおむね 30cm 角以上の物(ふとん、いす、カーペット、家具、自転車、ステレオなど)	世田谷区粗大ごみ受付センターに申し込み。	
資源	集積所回収	古紙(新聞・雑誌類・段ボール)、ガラスびん、缶、ペットボトル	集積所で週 1 回収(ペットボトルは月 2 回)
	公共施設回収	ペットボトル、紙パック、白色発泡トレイ、廃食用油、食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡トレイ、飲料用ペットボトルのキャップ	回収ボックス、または回収員に手渡し。

出典)世田谷区ウェブサイトより作成(<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00007026.html>)

粗大ごみの収集を希望する区民は、世田谷区粗大ごみ受付センターにて収集を申し込み、予約する。指定された金額分の「有料粗大ごみ処理券」を購入・貼付し、収集日の当日朝8時までに自宅前等に出しておく。

また、戸別収集を依頼するのではなく、直接搬入(船橋粗大中継所)することも可能である。

図表 19 世田谷区の粗大ごみの収集品目・費用の概要

収集品目	おおむね 30cm 角以上の物(ふとん、いす、カーペット、家具、自転車、ステレオなど)
排出時のルール	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区粗大ごみ受付センターに収集を申込後、「有料粗大ごみ処理券」を購入・貼付し、指定日に出す。 ・直接持ち込むこともでき、収集を依頼する場合に比べて割安となる。(1回につき10個まで、事前申込が必要)
排出時の費用	費用は品目・大きさによって異なり収集の場合には300円/個から。持込の場合には収集する場合の概ね半額(200円/個から)

出典)世田谷区ウェブサイトより作成 (<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00022581.html>)

(3) 既存のリユースの取組み

1) 不用品情報ボード

不用品の有効利用のためエコプラザ用賀、リサイクル千歳台に情報ボードを設置している。品物を譲りたい方は『譲ります』の用紙に、譲って欲しい方は『譲ってください』の用紙に記入して、2施設の情報ボードに2ヶ月掲示、区民間での不用品のリユースを促す。

掲示できるものは、希望価格が無料又は3万円以内の品物とし、食料品、医療用品、動植物、貴金属類、その他社会通念上ふさわしくない物は対象外としている。

2) リユースコーナー

普及啓発の一環として、リユースコーナーを設置している。粗大ごみのうち、まだ使用できる家具等のリユース品の展示・提供を行っており、月2回実施する抽選の上、有償で提供する。

(4) リユースモデル事業の概要

1) 実施するモデル事業の概要(地域内事業者リスト化方式)

世田谷区及び近隣に立地するリユースショップ及び、宅配買取を行っているリユースショップ合わせて24店舗を紹介する。リストとして紹介する店舗は、リユース業の業界団体の会員企業から協力を得た。

店舗の概要、取扱品目、リユース品の買取基準、利用方法などを整理したちらし等を作

成し、住民にリユースショップの利用を促す。総合リユースショップ 8 店舗、衣料品 7 店舗、スポーツ用品 7 店舗、携帯・パソコン 2 店舗を紹介、住民は店舗持ち込み、出張買取、宅配買取のいずれかを選択することができる。

事業実施期間は平成 23 年 12 月上旬から平成 24 年 2 月 29 日（水）までである。

図表 20 リストに掲載した店舗の概要（世田谷区）

（単位：店舗数、括弧内は出張買取、宅配買取の対応店舗数）

	掲載 店舗数計	総合 リユース ショップ	専門リユースショップ			
			衣料品	スポーツ 用品	携帯・ パソコン	書籍
世田谷区	24 (出張 3, 宅配 4)	8 (出張 3, 宅配 1)	7 (宅配 1)	7	2 (宅配 2)	-

総合リユースショップは、電化製品、家具、生活雑貨、衣料品など複数の品目を取扱うリユースショップ。スポーツ用品は、具体的にはゴルフ専門店、釣具専門店。

2) 広報・PR の方法

リユースショップを紹介するちらしは、12 月 11 日（日）に世田谷区内の主要 6 紙（朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売の各紙、合計約 26 万部）を対象に、新聞折込みで配布した。公共施設等にもちらしを設置した。また、集団回収・地区回収を行っている資源再利用活動団体の代表者にもちらしを配布した。

広報紙「せたがや」12 月 25 日号、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台の施設情報紙「エコ通信」1 月号、「資源・ごみ収集日お知らせサービス」（メールマガジン）にてちらしの紹介を行った。

ちらしは世田谷区のウェブサイトでも閲覧が可能である。

図表 21 広報・PR の実施概要（世田谷区）

	ちらしの配布		ちらし以外の広報			
	配布方法	配布部数	自治体 ウェブサイト	公共施設等 への設置	ポスター 掲示	その他
世田谷区	新聞折込	約 264,000				メールマガジン、広報紙等での情報発信

III. 市町村回収後選別方式における実施内容

1. 神奈川県秦野市

(1) 秦野市の概要

秦野市は、神奈川県央の西部に位置し、東部は伊勢原市、西部は松田町、大井町、南部は中井町、平塚市、北部は厚木市、清川村、山北町に接している。市域は、東西約 13.6 キロメートル、南北は約 12.8 キロメートル、面積は 103.61 km² である。

東京からは約 60 キロメートル、横浜から約 37 キロメートルの距離にあり、人口は 17.0 万人、世帯数は 7.0 万世帯である（平成 23 年 7 月推計値）。

図表 22 秦野市の位置



出典) 秦野市ウェブサイト (http://navi.city.hadano.kanagawa.jp/syoukai/prof_03.html)

(2) ごみの排出区分・手続き

秦野市の一般廃棄物の中間処理及び最終処分については、秦野市伊勢原市環境衛生組合にて行っている。

「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「容器包装プラスチック」、「蛍光灯など」、「資源物」、「剪定枝・廃食用油」の 7 つに大別され、21 品目に分別して回収している。

図表 23 秦野市のごみ排出区分（概要）

分別区分（収集日別）	具体的な内容	収集方法
可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製品、その他可燃性のもの	透明又は半透明の袋を使用し、集積所で収集。週 2 回収集。
不燃ごみ	金属類、陶磁器類など	集積所で収集。月 1 回収集。
粗大ごみ	家具、家電、寝具、自転車など	清掃事業所への自己搬入、電話予約による戸別収集。
容器包装プラスチック	(1)ペットボトル (2)容器包装プラスチック	(1)、(2)は別々の袋を使用し、集積所で収集。隔週 1 回収集。
蛍光灯など	(1)蛍光灯、(2)カセットボンベ、スプレー缶など、(3)乾電池、(4)体温計（水銀式）	集積所で収集。月 1 回収集。
資源物	(1)新聞、(2)雑誌類、(3)段ボール、(4)牛乳等紙パック、(5)紙箱、(6)衣類、(7)カン、(8)リサイクルびん（白色・茶色・その他の色）	集積所で収集。月 2 回収集。
剪定枝・廃食用油	(1)剪定枝 (2)廃食用油	(1)はひもなどで束ねて、(2)は透明の空容器に入れて、集積所で収集。月 1 回収集。

出典）秦野市ウェブサイト（<http://navi.city.hadano.kanagawa.jp/seisou/shigen01-guide01.html>）などより作成

粗大ごみは 1 辺の長さが概ね 50cm 以上、2m 以下、重さ 100kg 以下のもので、家具、家電、寝具、自転車などが対象である。粗大ごみは、清掃事業所への自己搬入、または電話予約による戸別収集にて処理できる。

清掃事業所への自己搬入は予約不要であり、1 個につき 300 円の手数料を搬入時に現金で支払う。戸別収集は月 2 回の収集日の 1 週間前までに電話申し込みをし、1 個につき 650 円の「粗大ごみ証紙」を購入し粗大ごみに貼付した上で、収集日に玄関前などに粗大ごみを出す。

図表 24 秦野市の粗大ごみの収集品目

収集品目	・ 1 辺の長さが概ね 50cm 以上、2m 以下、重さ 100kg 以下のもの（家具、家電、寝具、自転車など）
排出時のルール	・ 清掃事業所への自己搬入は予約不要であり、1 個につき 300 円の手数料を搬入時に現金で支払う。 ・ 戸別収集は月 2 回の収集日の 1 週間前までに電話申し込みをし、1 個につき 650 円の「粗大ごみ証紙」を購入し粗大ごみに貼付した上で、収集日に玄関前などに粗大ごみを出す。

出典）秦野市ウェブサイト（<http://navi.city.hadano.kanagawa.jp/seisou/shigen04-sodai01.html>）などより作成

（3）既存のリユースの取組み

1) 衣類のリユース

衣類はリユース向けに資源物として回収している。再度着用できる衣類（汚れ・破れのないもの）が対象である。衣類は主に海外向けに輸出するなどして、リユースされている。

2) 不用品交換制度

不用になった生活用品等を必要とする方に紹介する制度であり、市民間のリユースを促している。利用者は秦野市在住、在勤の方に限り、「譲りたいもの」、「譲ってほしいもの」の品物がある場合は、氏名、住所、電話番号を市に登録する。登録の対象となる品目は家具、家電製品、自転車、台所用品、ベビー用品などの一般的な生活用品²である。

登録の有効期間は3ヶ月である。品物の引渡し等は当人同士で行い、品質や価格等については登録者に責任にて取引を行っていただく。

(4) リユースモデル事業の概要

1) 実施するモデル事業の概要（市町村回収後選別方式）

秦野市内に立地するリユースショップ1店舗と連携してモデル事業を実施する。連携するリユースショップは、リユース業の業界団体の会員企業から協力を得た。

モデル事業では、秦野市清掃事業所に自己搬入された粗大ごみのみを対象とし、戸別収集したされたものは対象外とする。

対象品目は、家具（5年以内が目安）、家電（家電リサイクル法対象4品目は除く。5年以内が目安）、ベビー用品、遊具、チャイルドシート、スポーツ用品などを想定する。

対象品目のうち、明らかに壊れているものは除き、作業員がリユースできるのではないかと判断した製品を、清掃事業所のストックヤードに一時的に保管する。

ストックヤードに製品が貯まった時点でリユースショップに市が連絡し、リユースショップが清掃事業所に訪問、ストックヤードで検品・査定を行い、買取可能なものはリユースショップが買取・回収し、買取できなかったものは市が通常の粗大ごみと同様な処理を行う。

図表 25 秦野市清掃事業所（秦野市名古屋 409 番地）



出典) 秦野市ウェブサイト (<http://navi.city.hadano.kanagawa.jp/seisou/index.html>)

² ペット、植木、オートバイ、自動車用品、貴金属、衣類は除く。

2) 排出者の意向確認の方法

秦野市清掃事業所への自己搬入の受付・料金徴収時に排出者のリユース意向を確認する。清掃事業所はシルバー人材センターに委託して運営しており、同職員がチラシをもとに本事業の概要を説明、事業の趣旨を理解いただいた上で、リユースの意向を確認、同意いただいた方には「粗大ごみリユース同意書」に署名をいただく（製品名などは職員が記入し、市民は署名のみ）。同意いただけたもののみがリユースの対象となる。

図表 26 粗大ごみリユース同意書（秦野市）

様式

年 月 日

粗大ごみリユース同意書

(宛先)
秦野市長

住所

氏名

私は、市に処分を依頼した粗大ごみのうち、次の物品を再利用（リユース）することに同意します。
また、この物品をリユースしたことで生じる売却益が市の歳入となることに同意します。

物品名	
物品名	
物品名	
物品名	
物品名	
物品名	

年度	受付日	受付者	確認者

2 . 京都府綾部市

(1) 綾部市の概要

綾部市は、京都府の中央からやや北寄りに位置し、養蚕を地場産業として発展したまちである。京都縦貫自動車道と舞鶴若狭自動車道が交差する交通の要衝でもある。

人口は 3.6 万人、世帯数は 1.4 万世帯、面積は 347.11 km² である。(人口、世帯数は平成 23 年 7 月推計値)

図表 27 綾部市の位置



(2) ごみ等の排出区分・手続き

綾部市では綾部市クリーンセンターにてごみの中間処理を行っている。

綾部市の分別項目は「燃やして処理するごみ」、「燃やさないで処理するごみ」、「資源」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」、「衣類」となっている。

「燃やして処理するごみ」は、ごみ固形化燃料 (RDF) 製造施設で、RDF を製造し、施設内の発電施設で発電を行っている。

牛乳パック、廃食油は指定場所に持ち込むこととなっている。また新聞、雑誌、段ボール、菓子箱等の紙類・紙製品は地域での資源回収に出すこととなっている。

図表 28 綾部市のごみ排出区分（概要）

分別区分	具体的な内容	収集方法
燃やして処理するごみ	生ごみ、プラスチック（プラスチック容器、色物トレイ、発砲スチロールなど）、手袋、靴下など	綾部市指定のごみ袋（黄色）を使用し、集積所で収集。週 2 回収集。
燃やさないで処理するごみ	陶器、ガラス、くつ、金物類、小型家電製品（40cm 以下のもの）、塩ビ製品など	綾部市指定のごみ袋（白色）を使用し、集積所で収集。月 1 回収集。
資源	びん類（食用・化粧品用）、カン類（飲料缶・食用缶）、ペットボトル、白色トレイ	集積所で収集。月 1 回収集。
有害ごみ	カセット式ガスボンベ、スプレー缶、蛍光灯、乾電池、使い捨てライター	集積所で収集。月 1 回収集。
粗大ごみ	おおむね 40cm 以上のもの	各地区年 4 回の戸別収集か、クリーンセンターへの持込。
衣類	肌着、シーツ、マフラー、タオル、帯、帽子、カーテン	集積所で収集。月 1 回収集。

出典）綾部市「平成 23 年度 守ろうごみマナー」などより作成

縦・横・高さのいずれか 1 辺の長さがおおむね 40cm 以上あるものは、粗大ごみとなる。市内を 11 の地区に分けて、各地区年 4 回、戸別収集を行っている。戸別収集の申込みは、収集日前日の午後 4 時（祝日を除く月曜日～金曜日）までに、クリーンセンターへ電話で行う。収集日に粗大ごみを家の外に出しておき、収集は市民立ち会いのもと行われる。

また、戸別収集以外にも、クリーンセンターへの直接持込み（自己搬入）することも可能である。

処理手数料は、戸別収集・直接持込みのいずれも、ふとん・寝具類が 1kg ごとに 60 円、ふとん・寝具類以外は 20kg ごとに 400 円となっている。戸別収集の場合は処理手数料の他に 1 回あたり 1,000 円の加算金が必要となる。なお、戸別収集は市民の立会いのもと実施され、重量を測定する。重量に応じた処理手数料及び加算金は市職員に直接現金で支払う。

図表 29 綾部市の粗大ごみの収集品目

収集品目	・縦・横・高さのどれか 1 辺の長さがおおむね 40cm 以上あるもの（ふとん、カーペット、自転車、家電製品、家具、ストーブなど）
排出時のルール	・年 4 回の指定された収集日の前日午後 4 時までにクリーンセンターへ電話で申し込みを行い、指定日に家の外に出す。収集は、市民立会いのもと行い、その際に処理手数料・加算金を徴収する。 ・クリーンセンターへの直接持込みも可能。その際、加算金は不要。
排出時の費用	・処理手数料は、ふとん・寝具類が 1kg ごとに 60 円、ふとん・寝具類以外は 20kg ごとに 400 円。 ・戸別収集の場合は 1,000 円の加算金が必要。

出典）綾部市「平成 23 年度 守ろうごみマナー」などより作成

(3) 既存のリユースの取組み

1) 衣類のリユース

衣類は、中古衣料用、ウエス用（工業用雑巾）、反毛用に選別してリユース・リサイクルを行っている。

中古衣料は、リユース品として、主に東南アジアへ輸出される。ウエス用は一定の大きさに裁断され、工場等で油やペンキ等を拭き取るために利用される。反毛用は反毛機・割糸機などで処理され繊維を糸状にし、フェルト、車等の防音材、クッションやぬいぐるみの詰め物として利用される。

2) 小型家具及び自転車のリユース

粗大ごみとして回収したもののうち、まだ利用可能と思われる小型家具及び自転車を JR 綾部駅近くの市のリユースショップ「フレンドショップ」にて販売している。

「フレンドショップ」の運営は、シルバー人材センターに委託しており、シルバー人材センターでは、小型家具及び自転車の修理・販売を行っている。

なお、電化製品は動作確認や品質保証が出来ないため、取り扱っていない。また、大型家具は需要が少なく、またスペースが限られているため、現時点では取り扱っていない。

(4) リユースモデル事業の概要

1) 実施するモデル事業の概要（市町村回収後選別方式）

近隣に立地するリユースショップ1店舗と協力して事業を実施する。連携するリユースショップは、リユース業の業界団体の会員企業から協力を得た。

綾部市のリユースショップ「フレンドショップ」では取り扱っていない電化製品を対象とする。具体的には、オーディオ、DVD プレーヤー、プリンタ、FAX・電話機、スピーカーなどである。

回収した粗大ごみのうち、明らかに壊れているものは除き、市がクリーンセンターのストックヤードに保管する。ストックヤードに製品が貯まった時点でリユースショップに市が連絡し、リユースショップがクリーンセンターに引き取りに行く。ストックヤードで検品し、買取可能なものはリユースショップが店舗に持ち帰り、詳細な査定を行う。買取できなかったものは市が通常処理を行う。

図表 30 綾部市クリーンセンター（綾部市野田町須知山 110 - 10）



2) 排出者の意向確認の方法

粗大ごみを排出する際には、戸別収集・直接持込み（自己搬入）のいずれも市職員と排出者は直接対面する。（戸別収集においても、排出者立会いのもと、重量を測定し、処理手数料を算出、その場で費用を徴収する。）

対面時に、市職員がちらしをもとに本事業の概要を説明、事業の趣旨を理解いただいた上で、リユースの意向を確認する。リユースを希望しない場合は、その旨を署名していただき、署名がない場合は、排出者からリユース意向が確認されたとする。

図表 31 モデル事業ちらし（綾部市）

環境省
リユースモデル事業について
綾部市は「リユース（再利用）」をすすめています

粗大ごみのうち、再利用可能なものをリユースします！

市民の方から排出された粗大ごみのうち、また製品として使えるものをリユース事業者の方に引き渡します。ごみとして排出されていたものが、再利用され有効に利用されます。
※粗大ごみを持ち込む際に、サイズや破損等に気をつけていただくことでリユースされる可能性が高まります。

市民 (排出意向の確認)
・排出時にリユースをご希望されない場合は、お申し出ください。
・通常通り、400円/戸/20kgの処理手数料が必要となります。（戸別収集の場合は、1,000円の加算料が必要となります。）
・了解いただいたも、再利用・リユースできない場合もあります。（その場合は、従来どおり処理されます）

綾部市
1 諸法費用確認を行って粗大ごみとして排出
2 リユース可能と判断（体系や破損等の点検）
3 ストップ
4 リユースの可否を判断
5 リユース商品の回収・引取

リユース事業者
リユースショップ

※本モデル事業では、日本リユース業連合会の会員企業【ハードオフ須知山駅前店】にご依頼をいたしております。

リユース（再利用）をご希望されない場合
粗大ごみを引き渡された方で、他の方に使ってほしくないなどの理由により、粗大ごみのリユース（再利用）を希望されない方は、右記の署名欄に署名していただき、綾部市職員にお渡し下さい。お引取りした粗大ごみは、リユース（再利用）されずに、適正に処理されます。

引取した粗大ごみのリユースを希望しません。

署名

※本ちらしは、今後修正する可能性があります。

リユースを希望しない場合は署名をしていただく。

（以上）